

ようやく秋の気配が感じられるようになってきました。24 日 弊所休業日
 <8 日寒露, 13 日 スポーツの日, 14 日 鉄道の日, 23 日 霜降>
 10 月は、年次有給休暇取得促進期間です。



1. October 改正情報

① 育児介護休業法改正の 10 月 1 日改定施行 **柔軟な働き方を実現するための措置等**では (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置 (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮では (1) 妊娠・出産等の申出時と子が 3 歳になる前の個別の意向聴取 (2) 聴取した労働者の意向についての配慮<法改正等ワンポイント参照>

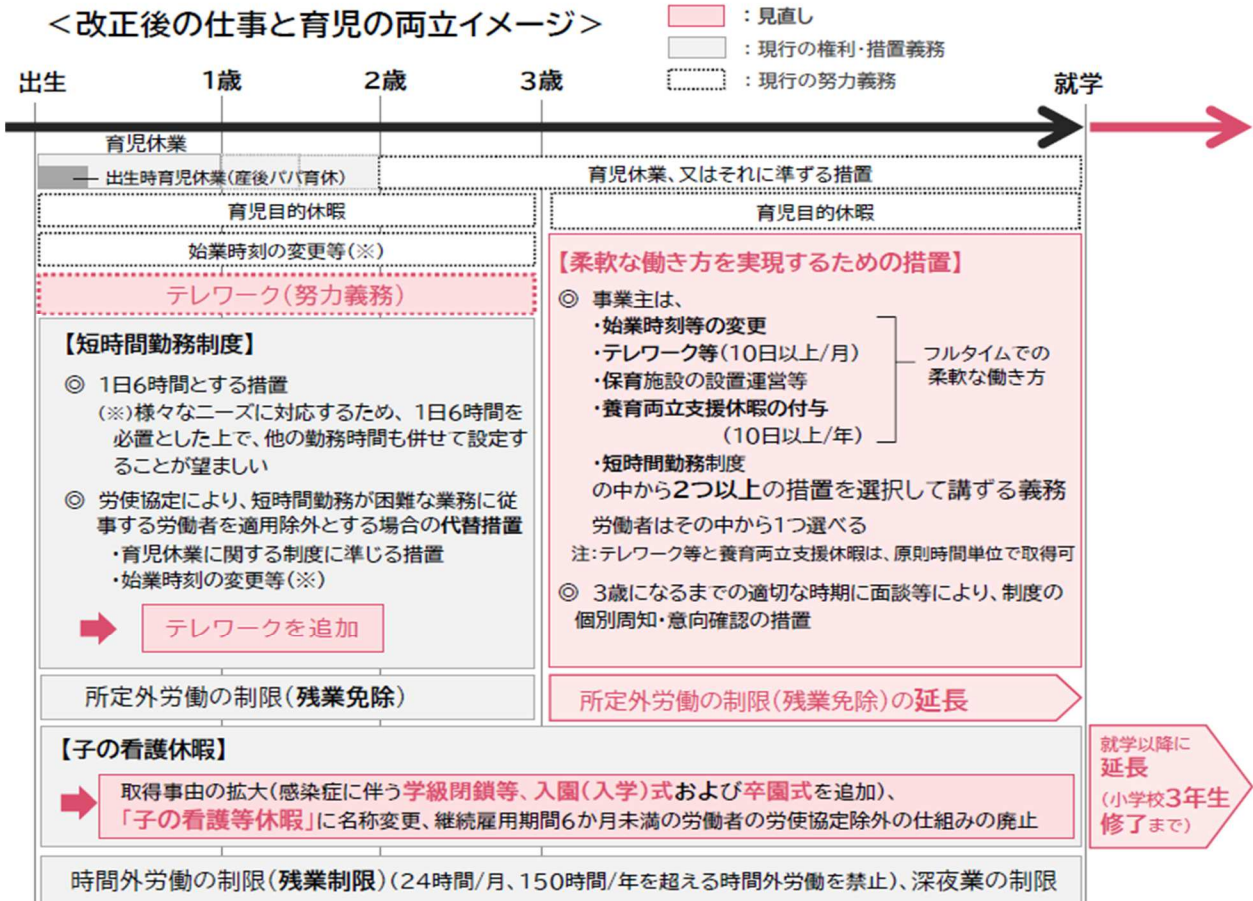
② 令和 7 年度の地域別**最低賃金額改定** **全都道府県で 1,000 円超え 平均 1,121 円** 引き上げ幅は 66 円で過去最大。**愛知県は 1,077 円から 1,140 円** 岐阜県 1,001 円⇒1,065 円、三重県 1,023 円⇒1,087 円 東京都 1,226 円 神奈川県 1,225 円 千葉県 1,140 円 大阪府 1,177 円 福井県 1,057 円 **※愛知は 10/18 に効力発生**、東京は 10/3、秋田県が 2026 年 3 月 31 日と遅い発効予定など一部の県では来年になるところも。**改定時給を 160 時間/月と計算しますと、愛知県で、182,400 円に！** 東京都は、なんと 196,160 円になります。正社員の最低賃金割れに注意が必要です。

労働者分 (保険料率)	健康保険 50.15 (愛知) / 1000、 49.55 (東京) / 1000、介護保険 7.95 / 1000
	厚生年金保険 91.5 / 1000 雇用保険 5.5 / 1000 (建設業 6.5 / 1000)

2. 法改正等ワンポイント

① 育児介護休業法改正の 10 月 1 日改定施行 <流れは以下のとおり (厚労省リーフレットから)>

<改正後の仕事と育児の両立イメージ>



※ 始業時刻の変更等: フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

②健康保険の被扶養認定における年収要件は 130 万円未満とされていましたが、**10月1日以降被保険者の配偶者を除く認定対象者が 19 歳以上 23 歳未満である場合は 150 万円未満となりました。**今年度も、協会けんぽから「被扶養者資格確認」の状況リストが今月中旬から下旬に送られます（提出期限は 12 月 12 日）。

③ 令和 7 年 4 月から新設された出生後休業支援給付および育児時短就業給付の受給者数と支給金額が明らかとなりました。

◆出生後休業支援給付の受給者数と支給金額

・ 4 月：125 人／2,941,000 円 ・ 5 月：3,842 人／129,876,000 円

・ 6 月：11,379 人／411,681,000 円

◆育児時短就業給付の受給者数と支給金額

・ 4 月：-/- ・ 5 月：840 人／11,144,000 円 ・ 6 月：14,369 人／292,963,000 円

※育児時短就業給付については、初回の支給申請が令和 7 年 5 月以降に行われるため、令和 7 年 4 月の支給実績はありません

3. 名言名句

「しっかりと準備もしていないのに、目標を語る資格はない」

イチロー

4. 統計・情報

① 総務省は「敬老の日」にちなみ、高齢者の人口および就業状況を公表した。**65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は 29.4%と、過去最高**だった。65 歳以上の就業者数も過去最多の 930 万人（2024 年の就業者全体の 13.7%）で 21 年連続の増加となり、特に「医療・福祉」分野では 10 年前の約 2.3 倍に増加。また、被雇用者のうち非正規の職員・従業員の割合は 76.9%だった。（9/14）

② 政府は、**2027 年 4 月から導入される育成就労制度**について、本人希望の場合に転籍できるまでの就労期間を、**介護、建設、外食など 8 分野では 2 年**とし、企業は 2 年日以降昇給など待遇向上策を図ることとする案を有識者会議に示した。**その他の宿泊、農業、漁業、林業などの 9 分野では 1 年**。年内の閣議決定を目指す。（9/17）

③ 厚生労働省は、2024 年人口動態統計(確定数)を公表した。**合計特殊出生率は、1.15 で過去最低**（前年比 0.05 ポイント低下、9 年連続低下）。出生数は、**68 万 6,173 人で過去最少**（同 4 万 1,115 人減少、9 年連続減少）、死亡数 160 万 5,378 人で過去最多（同 2 万 9,362 人増、4 年連続増加）、自然増減はマイナス 91 万 9,205 人（同 7 万 477 人減少、18 年連続減少）。（9/16）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei24/index.html>

④ ラーメンチェーン「スガキヤ」などを展開するスガキコシステムズ（名古屋市）は、来年 4 月入社の総合職の初任給を 5 万円引き上げると発表した。また、全社員を対象に年間休日も 108 日から 116 日に増やす。事業拡大に向け、優秀な人材を獲得するのが狙い。学歴別に 21 万～23 万円となっている総合職の初任給を 5 万円引き上げ、26 万～28 万円とする。学歴別に 20 万～22 万円となっているエリア限定職の初任給も 2 万円引き上げ、22 万～24 万円とする。既存の社員は今年 10 月に給与を引き上げる。賞与水準も維持するという。（時事通信 2025 年 9 月 5 日）



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

女性一人が生涯に産む子どもの数を示す**合計特殊出生率**（15 歳から 49 歳までの女性が、一生の間に何人の子どもを産むか）を推計した指標）は **1.15**。前年の 1.20 からさらに低下し、**人口維持に必要とされる 2.07** という水準を大きく下回り続けていて、これは**国の存亡にも関わる問題**と言えます。子育て支援策は年々手厚くなっていますが、出生率向上には効果は出ておらず、それを目的にはしていないと考えるのが自然なのかもしれません。それは**夫婦の共育**→働きながら育てるという点から、複数人子どもを産み育てるという考えになりにくいということも。晩婚化・**晩産化**が少子化に拍車をかけている現状を裏付けています。**第 1 子出生時の母の平均年齢が 31.0 歳**となっています。また、結婚自体しない男女が増えているということも影響しています。しかしながらその価値観・考え方は誰にも強制されるものではありません。ただ、このまま減少が続けば、将来の労働力不足、国内市場の急激な縮小、社会保障制度の崩壊というシナリオが待ち受けていることとなります。国、政府はどう対応しようとするのか。対策を何もしなくても良いということはないはずなのですが・・・(S)